

令和6年度佐賀県医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業業務仕様書

この業務仕様書は、佐賀県が実施する「令和6年度佐賀県医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業」業務委託に係る委託先事業者の選定に関し、契約の相手方に求める業務の仕様等を明らかにし、受託希望者に対し申込みに際しての指針を示すものである。

1 事業の目的

医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成することを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 委託料上限額

1, 884千円（消費税額及び地方消費税額を含む）

4 委託業務内容

(ア) 医療的ケア児等支援者養成研修

佐賀県医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第3条第1号（1）に規定する内容以上のものとし、支障のない範囲で（イ）の研修の講義部分と共通して行うことができる。

(イ) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修

実施要綱第3条第1号（2）に規定する内容以上のものとし、支障のない範囲で講義部分を（ア）の研修と共通して行うことができる。

定員については、（ア）を20名、（イ）20名を目安とする。ただし、研修企画時の県内の状況に応じて、県と協議の上定員を決定する。

また、上記（ア）、（イ）研修に係る以下の業務を実施するものとする。

(1) 事前準備

- ① 研修企画（日程調整、カリキュラム内容の企画）
- ② 研修に関する問合せの対応
- ③ 研修会場の確保、予約、下見等
- ④ 研修講師との調整等
- ⑤ 研修開催案内の周知協力
- ⑥ 受託団体のホームページ等で研修の開催案内情報を提供
※県ホームページにおいても掲載の情報をリンクする等により周知協力する。
- ⑦ 事業所等への案内送付（郵送またはメール）、研修受講希望者からの受講申込書受付、名簿作成、受講決定通知書発送

(2) 当日対応

- ① 研修会場の設営、片付け（座席、プロジェクター、スクリーン等）
- ② 受講者の受付（不正防止、研修テキストの配布等）
- ③ 講師のアテンド
- ④ 受講者アンケートの回収

(3) 研修終了後

- ① 講師への謝金、旅費の支払い
- ② 研修会場使用料（備品借用料を含む）の支払
- ③ 受講者の出欠状況、アンケート結果のとりまとめ等の実績報告

(4) その他

企画提案書に記載された企画提案内容

5 その他の条件等

(1) 事業担当者の設定・報告

事業受託者は、業務遂行にあたり担当者を定め、県に報告すること（担当者を複数置く場合は、責任者を1名定めること）。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本事業を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）を遵守するとともに、佐賀県情報セキュリティ基本方針（※）に準拠した取扱いを行うこと。

※佐賀県情報セキュリティ基本方針の概要は、佐賀県ホームページから参照すること。

(3) 再委託の禁止

受託者が、上記4の委託業務内容を第三者に委託することを禁止する。ただし、あらかじめ県に対して別途契約書で定める方法により、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法等の必要事項を報告し、承認を得た場合には、業務の一部に限り第三者に委託することができる。

(4) 連携・協議

上記のほか事業実施にあたっては、県と十分に連携を図るとともに、必要な事項は随時協議すること。